

報告第18号

専決処分の報告について（和解案の受諾）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月3日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

専決第9号

第1 事件名 徳島地方裁判所平成30年（ワ）第145号
保証債務履行請求反訴事件

第2 当事者 反訴原告 小松島市
反诉被告 A

第3 和解案

- 1 反诉被告は、反訴原告に対し、本件解決金として、40万円の支払義務があることを認める。
- 2 反诉被告は、反訴原告に対し、前項の金員を、平成30年8月31日に限り、阿波銀行福島支店の「法人預かり口 弁護士後藤田芳志」名義の普通預金口座（口座番号●●●●●●●●）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は反诉被告の負担とする。
- 3 反訴原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 反訴原告及び反诉被告は、反訴原告と反诉被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。